

諸 報 告 資 料

(令和7年門真市教育委員会第10回定例会)

門真市教育委員会

「第5次学校適正配置実施方針」（素案）に対する意見募集について

この度、門真全体の学校の将来を見据えた学校再編についての方針を示した「第5次学校適正配置審議会実施方針」（素案）が完成しましたので、これを公表するとともに、市民の皆さんなどに意見を募集します。

パブリックコメント後、市民の皆さんなどより提出された意見を案に盛り込むかどうか検討を行い、提出された意見のあらましと、意見に対する市教育委員会の考えを公表します。

応募方法等につきましては、下記のとおりです。

1 パブリックコメントの対象

「第5次学校適正配置実施方針」（素案）

2 意見募集期間

令和7年10月27日（月）～令和7年11月21日（金）午後5時まで

3 案の閲覧場所・意見箱の設置場所

教育企画課（市役所本館2階）、市情報コーナー（市役所別館1階）、市役所本館1階入口、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、市立公民館、ルミエールホール、くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前3階）、大和田小学校、上野口小学校、古川橋小学校、五月田小学校、沖小学校

※市ホームページからも案及び意見用紙のダウンロード可能

4 意見の提出方法

案件名、住所、氏名、連絡先を記入し、意見箱に投函するか、教育企画課まで提出（持参、郵送、FAXまたはメール）

※電話でのご意見は受付できません。

5 意見への対応

提出された意見は原則としてホームページに公表します。

※意見に対する個別回答は行いません。

門真市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

門真市就学援助費支給規則(平成26年門真市規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学することが困難な児童、 <u>生徒及び入学を予定している者</u> の保護者（以下「保護者」という。）に対して就学援助費を支給し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学することが困難な児童 <u>及び生徒</u> の保護者（以下「保護者」という。）に対して就学援助費を支給し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
(支給の対象) 第3条 就学援助費の支給の対象は、門真市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者 <u>並びに翌年度の初めから門真市立小学校、中学校及び義務教育学校への入学を予定している者の保護者</u> で、法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とする。	(支給の対象) 第3条 就学援助費の支給の対象は、門真市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者 <u>_____</u> <u>_____</u> で、法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とする。
(申請) 第4条 1～2 略 3 学校長は、就学援助を必要と認める児童、 <u>生徒又は入学を予定している者</u> について、 <u>民生委員法</u> （昭和23年法律第198号）に規定する民生委員の協力を得て、当該児童、 <u>生徒又は入学を予定している者</u> の保護者に対し申請するよう助言し、市長に副申するものとする。	(申請) 第4条 1～2 略 3 学校長は、就学援助を必要と認める児童 <u>又は生徒</u> について、 <u>民生委員法</u> （昭和23年法律第198号）に規定する民生委員の協力を得て、当該児童 <u>又は生徒</u> の保護者に対し申請するよう助言し、市長に副申するものとする。
(就学援助費の支給等に関する事務において利用する特定個人情報) 第8条 就学援助費の支給等に関する事務において利用する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報をい	(就学援助費の支給等に関する事務において利用する特定個人情報) 第8条 就学援助費の支給等に関する事務において利用する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報をい

改正後	改正前
<p>う。) は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童、<u>生徒</u>及び入学を予定している者 又はその保護者に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する事項</p> <p>(2) 略</p>	<p>う。) は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童<u>及び生徒</u>又はその保護者に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する事項</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(門真市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 門真市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則(令和7年門真市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第6条中門真市就学援助費支給規則第3条の改正規定について、次の表のよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の対象)</p> <p>第3条 就学援助費の支給の対象は、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校に在学し、又は翌年度の初めから入学を予定している者</u>の保護者で、法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とする。</p>	<p>(支給の対象)</p> <p>第3条 就学援助費の支給の対象は、<u>門真市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者並びに翌年度の初めから門真市立小学校、中学校及び義務教育学校への入学を予定している者</u>の保護者で、法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とする。</p>